

議案第二七号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

三朝町国民健康保険条例の一部を次のように改正するものとする。

昭和三十六年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅 巳

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和三十四年三朝町条例第三号）の一部を次のように改正する。

第六条中 「五百円」とあるを「老千円」に改める。

第七条中 「五百円」とあるを「老千円」に改める。

附則3及び4を削る

附 則

この条例は昭和三十六年四月一日から施行する。

昭和三十六年三月十七日 原案可決

三朝町議會議長加藤幸太郎

